

地域産業委員会 令和4年4月15日
地域力推進部 資料39番
所管 地域力推進課

大田区子ども・若者総合相談センター事業の実施について

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を対象とし、総合的に相談を受け止め、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関と連携しながら適切な支援につなぐため、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第13条の規定に基づき、子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う事業を以下のとおり実施する。

1 事業概要

(1) 相談業務

電話・メール・対面での相談に加え、Webチャットによる相談システムを構築し、多様な手段で総合的に相談を受け、本人の状況等に応じ情報提供及び助言を行うとともに、関係機関と連携し適切な支援につなげる。

(2) 居場所活動ルーム運営業務

子ども・若者が気軽に、ゆっくりと話せる環境を整備し、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施し、交流や活躍の場を通じた、安心感及び自己肯定感の醸成並びに社会的自立に向けた支援を図る場として運営する。

2 対象者

区内に住所を有する概ね15歳から39歳までの子ども・若者及びその家族

3 実施場所

大森まちづくり推進施設5階（大田区山王二丁目3番7号）

※5月上旬～7月下旬に内装・回線工事を予定

4 開始予定日

令和4年10月31日（月）

5 開所予定時間

午前9時から午後8時まで ※第3土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。

6 実施方法

本事業目的を理解し、円滑に実施できる団体に事業運営を委託する。候補者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を実施する。

(1) 委託事業者の募集

- 大田区子ども・若者総合相談センター事業運営委託
- 大田区子ども・若者総合相談チャットシステム開発及び運用業務委託

(2) 募集スケジュール（予定）

- 募集要項の公開 5月上旬
- 応募書類の受付 5月中旬～下旬
- 候補者の選定 6月上旬～7月下旬
- 事業者の決定 8月上旬